

京 都 大 学 大 学 院 工 学 研 究 科 の 組 織 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
(前 略) (附属教育研究施設)	(附属教育研究施設)
第6条 工学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。	第6条 工学研究科に、次に掲げる附属の教育研究施設を置く。
光・電子理工学教育研究センター	光・電子理工学教育研究センター
流域圏総合環境質研究センター	流域圏総合環境質研究センター
量子理工学研究実験センター	量子理工学研究実験センター
桂インテックセンター	桂インテックセンター
情報センター	情報センター
環境安全衛生センター	環境安全衛生センター
	<u>グローバルリーダーシップ大学院工学教育推進センター</u>
2 附属の教育研究施設に長を置き、工学研究科の専任の教授をもって充てる。	2
3 附属の教育研究施設の長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の附属の教育研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。	3
4 附属の教育研究施設の長は、当該教育研究施設の業務をつかさどる。	4
(後 略)	(同 左)
	附 則
	この規程は、平成19年12月18日から施行する。